

平成 28 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について

平成 28 年 6 月 14 日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人については、平成 27 年 4 月 1 日以降、改正された独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条第 1 項（中期目標管理法人）、第 35 条の 6 第 1 項（国立研究開発法人）並びに第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項（行政執行法人）に基づき、主務大臣による評価が行われることとなった。

通則法第 12 条により設置された独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、同法第 12 条の 2 第 1 項各号の事務を所掌している。委員会は、①主務大臣が中（長）期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に行う、中（長）期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（以下「見込評価」という。）の結果についての意見、②主務大臣が行う中（長）期目標期間の終了時の検討・措置についての意見、③主務大臣が作成する中（長）期目標（案）についての意見、④主務大臣が行う年度評価、期間実績評価の結果についての意見等を述べることとされている。平成 28 年度は、平成 27 年度の取組を踏まえて、これらの意見等について調査審議を行うこととなる。

独立行政法人制度は、主務大臣が業務運営に関する目標を定め、その目標達成に向けて法人が適正、効果的かつ効率的に公共的な業務を計画的に実施するとともに、法人自ら及び主務大臣が法人の業務の実績について評価を行い、その結果を次期以降の中（長）期目標の作成、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し等に活用する仕組みである。主務大臣の下における P D C A サイクルを徹底することは、今般の独立行政法人制度改革の重点の一つである。委員会が上記の各意見を述べる際にも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定。以下「評価指針」という。）、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定。以下「目標策定指針」という。）等を踏まえることが重要である。

また、委員会は、上記の所掌事務を遂行するに当たっては、政府で唯一の第三者機関として、各府省と双方向で意見交換しつつ、法人の類型、事業の特性及び現場の実態をきめ細かく把握した上で、政策全体の体系に留意しつつ、横断的な観点で、客観的な資料に基づいて調査審議を行っていくことを重視するものとする。

以上を踏まえ、委員会としての審議事項及び検討の視点等の明確化に資するため、平成 28 年度における委員会の評価に関する取組の基本方針を以下のとおりとする。

I 見込評価の結果についての意見【通則法第12条の2第1項第2号、第32条第5項、第35条の6第8項関係】

主務大臣が行う見込評価の結果に関する意見については、以下により、評価指針等を踏まえ厳正に調査審議を行う。また、その際には、①対象法人に係る政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）の累次の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況を勘案するとともに、②「平成27年度から目標期間が始まる12独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成27年2月25日政独委。以下「平成27年2月意見」という。）、「平成27年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについての意見」（平成27年11月17日独評委第45号。以下「平成27年11月意見」という。）及び「平成28年度から始まる中（長）期目標案についての意見」（平成28年2月22日独評委第4号。以下「平成28年2月意見」という。）における各法人共通意見の内容を参考とする。

なお、見込評価については、その結果を中（長）期目標期間終了時の業務・組織の見直しに反映することとされているものであり、後述Ⅱの中で一体的に取り扱うものとする。

1 評価指針

(1) 策定の経緯

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価の結果を組織・事業の見直しや改廃に活用していくものであることから、どのようにして適正かつ厳正な評価を実施するかが極めて重要である。

今般の独立行政法人制度改革では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるため、各府省独立行政法人評価委員会がそれぞれ評価基準を定め、それに基づいて評価を行うそれまでの仕組みから、総務大臣が業務の評価に関する政府統一的な指針を定め、それに基づいて主務大臣が自ら評価を行う仕組みに改められた。

(2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

主務大臣が行う見込評価は、当該評価の結果を中（長）期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中（長）期目標の策定に活用することを目的としている。見込評価がこれらに活用し得る実効性のある評価となるためには、事業等のまとまりごとの業務の実績に関する定量的、客観的な指標に基づき、その評定に至った根拠、理由等が明確にされるなど、評価指針に基づき適切に実施されることが必要である。

このため、委員会における調査審議に当たっては、以下の点等について確認するものとする。

- ① 目標と実績の比較により、目標の達成及び進捗状況を的確に把握した上で業務運営上の課題を的確に把握した評価がなされているか。
- ② 目標と実績の差異についての要因分析が的確に行われているか。
- ③ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上での評価が行われているか。

また、評価に当たっては、評価指針において、「S」、「A」、「B」、「C」又は「D」の5段階の評定を付すことにより行うこと、また、定量的な目標に対して100%以上120%未満の達成度合いである場合に「B」評定を付し、当該評定を標準とすることとされている。

したがって、委員会における調査審議に当たっては、「B」を標準として評定が適切に付されているか、また、「S」又は「A」評定が付されている場合、その根拠が具体的かつ明確に示されているかについて厳正に確認するものとする。

2 対象法人に係る政独委の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況

(1) これまでの経緯

従来、独立行政法人の中期目標期間（3～5年）の終了時に主務大臣が行う法人の組織・業務全般の見直しについては、平成15年度以降、政独委において「勧告の方向性」という形で指摘事項が取りまとめられてきた。また、各府省の評価委員会が実施する毎事業年度における業務実績に関する評価の結果に関しては、政独委において、二次的に横断的な評価が行われてきた。政独委によるこれらの取組は、法人個々の目的、業務の特性等を踏まえ、法人の適正かつ効率的な運営や、評価の厳格性・信頼性を確保するために行われてきたものである。

(2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣の下における対象法人についてのPDCAサイクルを徹底する観点からは、これら「勧告の方向性」等の主な視点や指摘内容とその指摘を受けて法人及び主務大臣がどのような措置を講じてきたかを確認することが必要である。このため、委員会における調査審議に当たっては、「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた当該法人及び主務大臣における取組状況を勘案するものとする。

3 「平成28年度から始まる中（長）期目標案についての意見」（平成28年2月22日独評委第4号）等において各法人共通事項として述べた内容

(1) 基本的な考え方

委員会は、平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了した 36 独立行政法人の目標期間終了時の業務・組織の見直しについては平成 27 年 11 月意見を、当該法人の新たな中（長）期目標案については平成 28 年 2 月意見をそれぞれ取りまとめ主務大臣に通知した。これらにおいて各法人共通事項として述べている内容は、28 年度以降に中（長）期目標期間が終了する法人に関しても同様に該当するものである。また、平成 26 年度末に中（長）期目標期間が終了した 12 独立行政法人に関して述べた平成 27 年 2 月意見における各法人共通事項の内容もこれらに包含されるものである。

主務大臣による見込評価の結果は、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用され、また、次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映されることで、主務大臣の下における P D C A サイクルが徹底されることとなる。そのためには、法人の長の下で自律的な法人運営が機能することが前提となる。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、標記意見のうち、法人の長の下での自律的な法人運営の P D C A サイクルの強化に資する以下の指摘内容等を参考にするものとする。

- ① 中(長)期目標における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人の業務の特性に応じた施設別のセグメント情報、研究分野別セグメント情報は開示されているか。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を適切に把握し、法人の組織管理及び業務遂行において、管理会計の手法を活用してコスト管理を的確に行い、情報セキュリティを確保しつつ内部統制システムを機能させるなど、法人の長のマネジメントが発揮される環境を整える取組がなされているか。

II 中（長）期目標期間の終了時の検討・措置についての意見の主な視点【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 35 条第 3 項、第 35 条の 7 第 4 項関係】

1 基本的な考え方

政府は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、独立行政法人が業務運営等に係る国民への説明責任を果たしつつ、その政策実施機能を最大化することができるようにするための独立行政法人制度改革の基本的な方向性と講ずべき措置等を決定した。同閣議決定は、独立行政法人の組織・業務全般について、網羅的にその見直しの方向が整理された

直近のものであり、今後の法人の見直しに当たっての重要な考え方となるものである。

また、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成 15 年 7 月 1 日政独委決定）において、独立行政法人の中期目標期間の終了時の検討・措置に関する政独委としての調査審議の基本的な考え方が整理されている。同方針では、対象法人の特定の事務及び事業を取り出して局所的に改廃措置を検討するのではなく、当該法人の事務及び事業の全体についてその改廃の必要性に関する大局を押さえた検討を行い、その結果必要と認められる改廃の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じた法人の具体的な改廃措置の検討を集中的・重点的に行うこととされており、委員会においても、その考え方を再確認することとする。

さらに、政独委はこれまで「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）において示された見直しに係る視点や具体的措置内容を踏まえ「勧告の方向性」を取りまとめてきたところであり、これら累次の指摘事項等は、新たな独立行政法人制度の下においても引き続き重要な参考となる。

また、新たな独立行政法人制度下の第三者機関である委員会が平成 27 年 11 月意見において各法人共通事項として述べた内容についても、I 3(1)で述べたとおり、今後の中（長）期目標期間終了時の検討・措置において当てはまるものである。

2 具体的な取組方針

委員会における調査審議に当たっては、法人の長のリーダーシップの下、国の政策の実施機能の最大化を図るという独立行政法人制度改革の趣旨が一層徹底されるよう、平成 27 年 11 月意見の各法人共通事項の内容や、昨年度における委員会での調査審議の結果得られた検討課題なども踏まえ、

① 政府の重要政策を含めた国の政策の実施機能が向上するような目標を策定すべく業務及び組織を抜本的に見直していくこと

その際、②の取組と相俟って、法人の長のリーダーシップの下、このような目標を法人内部の隅々に展開した上で、個々の業務遂行や組織管理の実践につなげていくこと

② 管理会計の手法を活用してコスト管理を的確に行い、情報セキュリティを確保しつつ内部統制システムを機能させるなど、長のマネジメントが発揮される環境を整えること

③ 国の政策上の位置づけ、法人のミッション、達成すべき成果を、具体的な裏付けに基づきつつ、国民にとってわかりやすく示していくことに留意して点検する。

その際、上記1を踏まえ、以下のような視点により検討を行うものとする。

なお、委員会が述べた意見に実効力を持たせるため、委員会は、主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣への勧告（通則法第35条第4項及び第35条の7第5項）と、これに続く措置として内閣総理大臣への意見具申（同法第35条の2）ができることとなっている。委員会としては、主務大臣による意見の反映状況を注視し、必要に応じ、これらの権限を適切に行使するものとする。

(1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの主な視点

ア 事務及び事業の在り方に関する視点

(ア) 国が関与する事務及び事業としての必要性、妥当性

i) 政策目的の達成状況

ii) 社会経済情勢の変化の状況

iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係

iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

(イ) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

イ 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

(ア) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係

(イ) 現行の実施主体の財務状況

(ウ) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係

(エ) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

ウ 事務及び事業の実施方法・手段の適切性に関する視点

(ア) 実施方法等の効率性、代替可能性

(イ) 関連する事務及び事業の実施方法等との分担関係

(ウ) 現行の実施方法等と人事との関係

エ 事務及び事業の効率性、有効性に関する視点

(ア) 効率化、質の向上等の達成状況

(イ) 効率化、質の向上等に係る指標の動向

(ウ) 勘定区分の機能状況

(エ) 受益者負担の在り方

オ 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

(2) 事務及び事業の改廃に係る主な具体的措置

ア 事務及び事業の廃止

イ 民間又は地方公共団体への移管

ウ 事務及び事業の一部又は全部の統合

エ 事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減等

オ 事務及び事業の他の独立行政法人への移管等

- カ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- キ 事務及び事業の特化・重点化又は整理縮小
- ク 事務及び事業の運営の合理化・適正化・効率化
- ケ 市場化テストその他事務及び事業についての改善措置の試行的実施
- コ 保有資産の見直し

(3) その他独立行政法人の組織の見直しに係る主な具体的措置

ア 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

イ 不祥事案件など、著しい信用失墜事件が発生した法人については、事実関係の把握結果と発生要因の分析、再発防止策等の取組状況を踏まえ、再発防止を徹底する観点から、内部統制システムの強化による責任ある体制の確立など、必要な組織体制の見直しを行う。

Ⅲ 中（長）期目標（案）についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 29 条第 3 項、第 35 条の 4 第 3 項関係】

中（長）期目標（案）に関する意見については、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、以下により、目標策定指針等に基づき厳正に調査審議を行う。また、その際には、①見込評価の結果及び中（長）目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見、②平成 27 年 2 月意見、平成 27 年 11 月意見及び平成 28 年 2 月意見における各法人共通事項の内容等を踏まえて検討を行うものとする。

1 目標策定指針等

(1) 策定の経緯等

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価結果を組織・事業の見直しや改廃に活用するものであることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等が明確に把握できるような目標を定めることが必要である。

このため、今般の独立行政法人制度改革により、上述した評価指針に加えて、新たに主務大臣が中（長）期目標を定める際、全ての法人の中（長）期目標について具体性や的確性、明確性を確保することを目的として、総務大臣が政府

共通的な基準である目標策定指針を策定することとされた。

(2) 具体的な取組方針

委員会における調査審議に当たっては、中（長）期目標（案）が、目標策定指針等に基づき、以下の点などについて、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化する観点から適切なものとなっているか、また、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかを確認するものとする。

- ① 何についてどのような水準を実現するのか。
- ② アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めているか。
- ③ できる限り定量的な目標となっているか。
- ④ 統合することとされた法人については、統合に伴う効果が中（長）期目標（案）にどのように反映されているか。

2 対象法人に係る見込評価結果及び中（長）期目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見

(1) 基本的な考え方

主務大臣は、見込評価の結果を、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用するとともに、それらの内容を当該法人の次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映させることで、主務大臣の下におけるP D C Aを徹底することとなる。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣によるこれらの評価の結果が、次期中（長）期目標に集約されることとなることから、主務大臣によるそれらの検討・措置に対する委員会の意見の内容が、当該法人の中（長）期目標（案）に的確に反映されているか、厳正に確認を行うものとする。

3 「平成 28 年度から始まる中（長）期目標案についての意見」（平成 28 年 2 月 22 日独評委第 4 号）等において各法人共通事項として述べた内容

(1) 基本的な考え方

I 3(1)で述べたとおり、委員会は、平成 27 年度末に中（長）期目標期間が終了した 36 独立行政法人の新たな中（長）期目標案については平成 28 年 2 月意見を、平成 26 年度末に中（長）期目標期間が終了した 12 独立行政法人の新たな中（長）期目標案については平成 27 年 2 月意見を取りまとめ、主務大臣に通知した。

これらにおいて、各法人共通事項としては、目標策定指針に基づき、国の政策実施機能の向上、政策目標の明確化、組織運営及びガバナンスの適正化、管

理会計の手法の活用による予算執行の効率化等の財務内容の改善に関する取組について指摘しているところであり、その内容は、28年度以降に中（長）期目標期間が終了する法人が新たに策定する中（長）期目標案に関しても同様に該当するものである。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)や、昨年度における委員会での調査審議の結果得られた検討課題なども踏まえ、平成28年度は、以下の内容に留意して調査審議を行うものとする。

- ① 政府の重要政策を含めた国の政策の実施機能の向上に資するような目標を策定すること。
- ② 管理会計の手法を活用してコスト管理を的確に行い、情報セキュリティを確保しつつ内部統制システムを機能させるなど、法人の長のマネジメントが発揮される環境整備に関する事項を目標に位置づけること。
- ③ 運営費交付金の収益化基準として業務達成基準の原則化に伴い、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記すること。
- ④ 目標策定指針における一定の事業等のまとめりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要があること。
- ⑤ 法人の目標において、国の政策上の位置づけ、法人のミッション、達成すべき成果を、具体的な裏付けに基づきつつ、国民にとってわかりやすく示すこと。

4 特定国立研究開発法人の中長期目標の変更について

先般成立した特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）に規定されている特定国立研究開発法人については、同法施行までの間において、中長期目標の変更が想定される。当該変更に係る当委員会への意見聴取に関しては、目標策定指針と、同法第3条に規定する基本方針（特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針）との関係が適切に整理された上で、これらを踏まえて、審議を行うこととする。

IV 年度評価及び期間実績評価についての意見【通則法第12条の2第1項第2号、第6号、年度評価（第32条第1項第1号、第35条の6第1項第1号、第35条の11第1項）、期間実績評価（第32条第1項第3号、第35条の6第1項第3号）】（注）

1 基本的な考え方

通則法では、主務大臣は、独立行政法人の業務の実績等に関し、年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）、期間実績評価（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）を、それぞれ行うこととされている。

これらの評価について、委員会は、通則法第 12 条の 2 第 1 項第 6 号により、公表された評価結果又は評価指針に基づき各府省から提出される評価書に関し、これらの評価の実施が著しく適正を欠くと認める場合は、主務大臣に対し意見を述べることとされている。

2 具体的な取組方針

上記 1 を踏まえ、これらの主務大臣が行う独立行政法人の業務の実績等に関する評価については、目標策定指針及び評価指針に照らして、以下のような実施方法や評価結果等となっていないか、確認するものとする。

- ① 目標策定指針において評価単位とされている中（長）目標の項目のうち、評価されていない項目がある。
- ② 評価対象とすべき業務実績、事実関係に基づき適切に評価されていないなどその過程に問題がある。
- ③ 評価指針に基づき「B」評定を標準とすることとされているところ、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分のまま「S」又は「A」評定が付されている。

なお、平成 28 年度に行われる年度評価及び期間実績評価については、主務大臣においては、昨年度の点検によって得られた知見を有効に活用した上で適正な評価を行い、委員会においては、独立行政法人評価に係る取組課題を踏まえて一定の事項を選定の上、当該事項を重点的に点検（評定に至った理由の妥当性を確認）するものとする。

(注) このほか、国立研究開発法人の「中長期目標期間中間評価」（通則法第 35 条の 6 第 2 項。中長期目標期間が 6 年又は 7 年の場合、法人の長の任期（3 年又は 4 年）の終了後、主務大臣がより適切と認める者を法人の長に任命する等のため、当該法人の長が在職していた期間の業務実績について主務大臣が行う評価）及び行政執行法人の「効率化評価」（通則法 35 条の 11 第 2 項。3 年以上 5 年以下の期間で主務省令で定める期間の終了後、当該期間における業務運営の効率化に関する実施状況について主務大臣が行う評価）があるが、平成 28 年度は対象法人がない。

V その他評価の制度に関する重要事項等の調査審議について【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号関係】

独立行政法人のP D C Aサイクルが機能を発揮し、業務運営に対する国民への説明責任を果たしつつ、その政策実施機能の最大化を図るためには、以下に示すような法人運営やガバナンスに関する事項について取組を推進していくことが求められる。

当該事項については通則法に規定する「評価の制度に関する重要事項」に該当するものとして委員会としても主体的に検討を行うこととし、その結果を踏まえ、可能なものから順次、必要に応じて関係機関に要請を行いつつ、取組を進めるものとする。

① 内部統制システムについては、法人の長のリーダーシップの下でP D C Aサイクルを機能させていく上で重要な基盤となることから、委員会において、I からIVまでにおいて掲げる業務（以下「法人評価サイクル」という。）の中で点検していくことに加え、法人における取組状況を把握し、各府省及び法人との間で共有・横展開を図るとともに、これがより適切に機能するための方策について検討を進めるものとする。

② 社会や国民にとって重要な個人情報や研究情報を扱う独立行政法人において、情報セキュリティを確立することが重要であることから、

- ・ 目標において、情報セキュリティ対策を講ずる旨を記載する
- ・ 主務大臣は、業績評価において情報セキュリティ対策の実施状況について評価する

等の政府全体の取組を踏まえ、委員会としても必要な対応を行うものとする。

③ 法人が真に成果を挙げるためには、法人の役職員の士気を高めるとともに、能動的・現場発生的な業務改善につながるインセンティブに留意する必要がある。こうした発想の下、法人における業務遂行上の創意工夫、成果の最大化に向けた取組などの業務改善の事例を把握し、各府省との間で共有・横展開を図っていくなどの取組を進めるものとする。その際、民間における経営管理の取組などを参考にしつつ、検討を進めていくものとする。

④ 独立行政法人間の共通的な業務、内部管理的な業務に関し、既往の決定に基づく共同調達や間接業務の共同実施（業務の共同化）については、当面、法人評価サイクルにおいて一層取組を推進するものとする。

また、更なる業務の共同化については、民間等の先進的な事例や、法人の実情等を把握した上で、独立行政法人の業務のI C T化など、これが効率的・効果的に実施されるような方策について検討を進めるものとする。